松井嘉徳著『周代国制の研究』

百本 道 雅

が公刊された。 研究」(一九六三)・林巳奈夫『中国殷周時代の武器』(一九七二) 代表するのは、 都市国家論を提唱した一九五一年には、 九七五)などが公刊され、考古学の分野でも、 六二年には、 「殷周国家の構造」 戦後日本における殷・西周史研究は、 第一世代は、貝塚茂樹らの世代である。貝塚が『孔子』において 白川静『金文通釈』が連載を開始している。第二世代を 伊藤道治・松丸道雄らである。七〇年代前半に、 (一九七〇)や伊藤『中国古代王朝の形成』(一 『甲骨学』が創刊され、一九 おおむね三世代に区分されよ 樋口隆康「西周銅器の 松丸

銅器とその国家』(一九八〇)・伊藤『中国古代国家の支配構造』(一は、質量ともに飛躍的に向上した資料的条件を踏まえ、松丸『西周青は、質量ともに飛躍的に向上した資料的条件を踏まえ、松丸『西周青以て完結し、第一世代の業績が利用しやすくなった。一九八〇年代に以て完結し、第一世代の業績が利用しやすくなった。一九七六年には貝塚の国交が回復し、また一九六六年以後停刊されていた『文物』『考との国交が回復し、また一九六六年以後停刊されていた『文物』『考との国交が回復し、また一九六六年以後停刊されていた『文物』『考との国交が回復し、また一九六六年以後停刊されていた『文物』『考との国交が回復し、また一九六六年以後停刊されていた『文物』『考との国交が回復し、また一九六六年以後停刊されていた『文物』『考との国交が回復し、また、一九八〇)・伊藤『中国古代国家の支配構造』(一との国交が回復し、日本の国交が回復に、

世代の大著が次々に公刊された。 九八七)、 あるいは林『殷周青銅器の研究』(一九八四)など、 第

著者をはじめとする第三世代が研究を開始したのは、これら第二世代の大著が公刊されつつあった一九八○年前後である。雑誌が届くごとに新しい金文が紹介され、応接に暇のない怒濤の時代であった。 諸文「西周期奠(鄭)の考察」が一九八六年の公刊である。この第二論文「西周期奠(鄭)の考察」が一九八六年の公刊である。この第二論文から、「周の国制―封建制と官僚制を中心にして」(二○○一)に至るまで、一五年ほどの間に公刊された一○篇ほどの論文が本書のに至るまで、一五年ほどの間に公刊された一○篇ほどの論文が本書のに至るまで、一五年ほどの間に公刊された一○篇ほどの論文が本書のに至るまで、一五年ほどの間に公刊された一○篇ほどの論文が本書のに至るまで、一五年ほどの間に公刊された一○篇ほどの論文が本書のに至るまで、一五年ほどの間に公刊された一○篇ほどの論文が本書のに至るまで、一五年ほどの間に公刊された。

_

ものである。本書の構成は次の如くである。心的な課題であった。本書はこの最も正統的な課題を正面から扱ったの分野においては殷・西周の「国家」あるいは「王朝」が一貫して中の分野においては殷・西周の「国家」あるいは「王朝」が一貫して中戦後日本の研究史を簡単にたどって気付かれるであろうが、歴史学

緒言

第Ⅰ部

第Ⅰ部の課題

第一章 周の領域とその支配

におよぶ/第三節 淮夷はもと我が夏晦の人/おわりにはじめに/第一節 支配領域の編成/第二節 わが心は四方

周王の「都

窓

はじめに/第一節 周王の所在/第二節 周王朝の「都」/

第三節 「都」としての鄭/おわりに

第Ⅱ部

史

第Ⅱ部の課題

第一章 「王家」と宰

はじめに/第一節 「王家」/第二節 宰の職掌/第三節

宰の地位/おわりに

第二章 西周の官制

尋名:3 k → 「副・/ 等…節 「曜間)「剛・伐/ s つ)こはじめに/第一節 「青銅器銘における「事」/第二節 「青銅

器銘における「뼭」/第三節 西周の「뼭」職/おわりに

第Ⅲ部

第Ⅲ部の課題

第一章 西周の氏族制

のヴァリエイション/第三節 氏族制と官制/おわりにはじめに/第一節 〔排行〕某父という称謂/第二節 称謂

第二章 分節する氏族

化/第三節 虢氏の分節化/おわりにはじめに/第一節 鄭にかかわる称謂/第二節 井氏の分節

第Ⅳ部

第Ⅳ部の課題

第一章 「県」制の遡及

八七の吟味/第二節 東周期の「県」制をめぐる研究史/第はじめに/第一節 「県」制遡及に関する議論―李家浩一九

再び「県」制遡及に関する議論/おわりに

第二章 分裂する王室

はじめに/第一節 鄭桓公の「封建」/第二節 分節する王

結びにかえて

室/第三節

分裂する王室/おわりに

青銅器銘一覧(および引用索引)

引用文献一覧

中文要旨

本書の内容については、著者自身が的確に整理している。それらの

部分を再録させていただくことにする。

起と邑との従属関係といった問題系をめぐる都市国家論・邑制国家論と、官職の職掌・統属関係といった問題系をめぐる官制研究という二と、官職の職掌・統属関係といった問題系をめぐる官制研究という二たように思われる」(一三頁)と現状を総括した上で、「周王をめぐる問題を議論することによって、都市国家論・邑制国家論あるいは官制研究の成果を取り込みつつ、それらを接合するための新たな地平を見いだすことができるはずである」(一四頁)と本書全体の課題を提見いだすことができるはずである」(一四頁)と本書全体の課題を提見いだすことができるはずである」(一四頁)と本書全体の課題を提見いだすことができるはずである」(一四頁)と本書全体の課題を提見いだすことができるはずである」(一四頁)と本書全体の課題を提出する。

といった組織が存在する鄭や豊もまた周王の「都」たりえたことを主目しつつ、宗周・成周や周(岐周)のみならず、「鄭還」や「豊還」まで経巡っていた周王の姿を確認し、さらにこの経巡る王の所在に注序の存在、ならびにその秩序を維持・回復するために「四方」の地に「第一部では、王身―王位―王家―周邦―四方と観念されていた秩

二つの秩序こそ、

西周王朝を支えていた」(二〇二頁)。

分族も出現していたことを主張したのである」(二五四頁)。 関節を取り上げ、さらに そこから 西周期の 官制へと考察をすすめ、『神行』某父といった称謂が急増する西周中期題へと議論をすすめ、『排行』某父といった称謂が急増する西周中期題へと議論をすすめ、『排行』某父といった称謂が急増する西周中期題へと議論をすすめ、『排行』某父といった称謂が急増する西周中期のと、第■部では、「王家」およびそれに深くかかわっていた率の張した。第■部では、「王家」およびそれに深くかかわっていた率の

の結果を東周期において検証しようとするものである」(二五四頁)。第Ⅳ部は、第1~Ⅲ部の「考察を承けたものであり、それらの考察

=

点となるものであろう。ははなはだ示唆に富む。今後、西周史を研究するものにとって、出発わかりやすく提示しえた点にある。とくに、第Ⅲ部のいくつかの記述を書の最大の功績は、西周期の「国制」ないしは「秩序」の構造を

「職事命令(「行政」)の秩序」と「氏族制の秩序」を代表し、「このづけを意識する称謂が使用され続けるのである」。 これらがそれぞれに、そのような公的な場からは一応切り離され、専ら一族の祭祀照的に、そのような公的な場からは一応切り離され、専ら一族の祭祀によいった変化をともないながらも、最後まで強く意識されていた…それとは対れた作器者個人の「名」が最後まで強く意識されていた…それとは対れた作器者個人の「名」が最後まで強く意識されていた…それとは対れた作器者個人の「名」が最後まで強く意識されていた。

「「排行」某父という称謂は、一族の系譜上での位置づけを示しつに、同時に自らの個性を主張する称謂であった。その称謂が公的な場めりえたという事実は、この社会が未だ氏族制的原理から完全には脱ありえたという事実は、この社会が未だ氏族制的原理から完全には脱ありえたという事実は、この社会が未だ氏族制的原理から完全には脱ありえたという事実は、この社会が未だ氏族制的原理から完全には脱ありえたという事実は、一族の系譜上での位置づけを示しつされ維持されていたことを示しているものと評価したい」(二〇〇 され維持されていたことを示しているものと評価したい」(二〇〇 され維持されていたことを示しているものと評価したい」(二〇〇 され維持されていたことを示しているものと評価したい」(二〇〇 され維持されていたことを示しているものと評価したい」(二〇〇 され維持されていたことを示しているものと評価したい」(二〇〇 され維持されていたことを示しているものと評価したい」(二〇〇 され維持されていたことを示している。

求心力を維持していたのである」(二四二頁)。居住していた諸氏の血縁関係によって、最終的には周王へと収斂するよって秩序を与えられていた周王朝は、同時にそのような諸地に分散に四方」の地への遹省や、「周邦」内部の「都」を経巡る周王に

また、第№部は、西周史の専家による春秋史への本格的発言としてまた、第№部は、西周史の専家による春秋史への本格的発言として公刊された場所をあった西周さるだろう」(二五五頁)と甚だ意欲的である。とくに春秋県に関する第一章は、一九九三年に論文として公刊されたものだが、今に至るる第一章は、一九九三年に論文として公刊されたものだが、今に至るる第一章は、一九九三年に論文として公刊されたものだが、今に至るる第一章は、一九九三年に論文として公刊されたものだが、今に至る第一章は、一九九三年に論文として公刊された場の表示としての表示という。

「京自」についてである。これが、『春秋経』で首都洛陽を指す「京いが、一つだけ挙げておくと、六〇頁に一覧された「自」のうち、個々の材料の解釈や評価といった個別的な問題は挙げればきりがなもっとも、本書の議論につき物足りない点がないわけではない。

史

歴史的変化に今少し留意されてもよいのではないか。歴史的変化に今少し留意されてもよいのではないが、個々の語彙ので、著者のこの部分の論旨に影響するものではないが、個々の語彙のい。著者のこの部分の論旨に影響するものではないが、個々の語彙のい。著者のこの部分の論旨に影響するものではないが、個々の語彙のを対しているの。「京師」は、遡って『詩』小雅民労が「恵此中国」を「恵此の「京師」に語彙的に連なることは確かであろう。首都ないしは首都圏といい。著者のこの部分の論旨に影響するものではないが、個々の語彙のと、著者のこの部分の論旨に影響するものではないか。

なのだといわれればそれまでだが。
五○~二○○年と見積もられるので、歴史的変化がなかったはずはな好ティックな印象を受ける。西周期が二五○年以上、中期・晩期が一メティックな印象を受ける。西周期が二五○年以上、中期・晩期が一

同様に分節化が進行し、 職事指示の用例が増加するのは、 ることもありえたのではないか」(三〇四頁)なる記述がそれに当た 察できるようになることを考えあわせたとき、 奔に言及し、 整備されていったことを示唆しているものと思われる」(一四六頁) な服事概念へと変化していったのと平行するように、 第Ⅱ部の「西周中期から後期にかけて、 かに著者も、 第Ⅳ部に孝王の「世代を逆行する王位継承」や厲王の出 「西周の中期頃から王朝を構成する諸氏族の分節化が観 西周中期の画期性を随所で指摘してはいる。 時として王統の分裂・内乱へと事態が展開す この時期にいわば周的な支配機構が 「事」が抽象的・一般的 周王朝内部にあっても すなわ による

> は中期、 はないか。 される厲王の作器であることは偶然ではなかろう。現実の秩序が解体 べき邑田の涸渇といった政治社会的矛盾が顕著になったためではある する個々の観念は西周初期に遡るとしても、語彙そのものが出揃らの しつつあったからこそ、 型的に表現する事例として掲げられるのが、追放の憂き目に遭ったと なかったか。 観念が、 なる正統性を体現した現し身の周王」(五一頁)に収斂される秩序の まいか。そうした「整備」の一環として「文王受命・武王克殷につら たのは、そうした「整備」を要するだけの、たとえば支配層に分配す 期に降るのではないか。 ろ 四〇・四六頁)ように、 関わる記述では、 ところが、 「王身―王位―王家―周邦―四方」を構成する個々の語彙に相当 晩期に至ってようやくその表現を得ることで完成したのでは 複数を組み合わせて用いることが散見するようになるのは晩 第一部の「王身―王位―王家―周邦―四方」 「王身―王位―王家―周邦―四方」なる秩序の観念を典 「西周の全時代(時期)」が繰り返される(三六 秩序の観念を獅子吼せねばならなかったので 西周中期以降「周的な支配機構が整備」され 西周中期の画期性が見当たらない。 なる秩序に 実のとこ

べきである。一方で、金文がその資料的性格からして、やはり時代の使用を避けることは一つの見識には相違ないが、消極的な見識というの豊富な内容を擁する『詩』がある。文献の後代性を警戒し、安易な記』など少なからぬ文献が存在し、政治史の編年的復元が一定程度可記』など少なからぬ文献が存在し、政治史の編年的復元が一定程度可記』など少なからぬ文献が存在し、政治史の編年的復元が一定程度可記。「史

が描けたのではなかったか。

が描けたのではなかったか。

なでとも晩期については、金文という一つの「場」を相対化し、金ど、金文とは性格の異なった多様な文献を積極的に活用することで、少なくとも晩期については、金文という一つの「場」を相対化し、金ど、金文とは性格の異なった多様な文献を積極的に活用することで、している。金文の秩序をでを語り得ないことも容易に推測されるところである。金文の秩序

四

今一つ指摘しておきたいのは、青銅器の断代についてである。西周の大一つ指摘しておきたいのは、青銅器の断代についてである。中国において、年代学は一つの重要な分野である。中国において一生研究において、年代学は一つの重要な分野である。中国において一生研究において、東代学は一つの重要な分野である。中国において一生研究において、東代学は一つの重要な分野である。中国において一生研究において、東代学は一つの重要な分野である。西周は、東銅器の断代についてである。西周の大学に、西周紀年の復元はなお困難である。

されていない。 ど全ての青銅器に断代案が附せられているが、 王~夷王を中期、 例」に、 考えるが、一方で、 論的に貫徹し、断代の根拠も明示され、 究』の断代案を並記している。林案は、 そこで、本書は、 『殷周金文集成』(一九八四―九四)と 林『殷周青銅器の研 「一般是大致的年代」と断った上で、 本書の、いくつもの「一覧表」に具体化された、 厲王〜幽王を晩期とするとあり、 『集成』の断代については、 「青銅器銘に実年代を与えることを断念し」(一 今日最も信憑性の高いものと 青銅器の類型学的断代を方法 武王~昭王を早期 個々の断代の根拠は示 収録されたほとん 第一 冊の 編輯凡 網網 穆

なかった。はあったろうが、その信憑性はいかがなものかとあらぬ心配を禁じ得羅的研究」(三一六頁)において、『集成』の断代案は確かに便利で

『研究』の断代を「変遷」で改めているものについては「変遷」の断と常用語句の時代的変遷」(一九八三)に見えるものを若干件補い、た。林断代案については『研究』に見えず「殷―春秋前期金文の書式釈』所載の金文に つき、『集成』の 断代案を 林断代案と対照してみ余計な ことをと著者に 嗤われる やもしれ ぬが、試みに、『金文通

代案を採用した。

	早期	早期或中期	中期	中期或晚期	晩期
I A	15				
I	1	1			
ΙB	63	1	1 ×		
I A	16		9		
п	10		22		3 ×
IВ	6 ×	1	32		4 ×
I B~II A	1 ×		2		
II A			23	1	25
Ш	1 ×		13	2	19
ШВ			6 ×		49
西周			1		
合 計	113	3	109	3	100

交代期をもつ。ⅡB以前についてははっきりしないが、ⅡB・ⅢA交〜幽王に重なる。青銅器の型式学的断代は当然のことながら、一定のAは昭王・穆王、ⅢBは共王〜孝王、ⅢAは懿王〜厲王、ⅢBは厲王私見によれば、林断代のIAは武王〜成王、IBは成王〜康王、Ⅱ

史

〇年程度を要したと考えられる。 代は懿王末年から孝王の一〇年程度、 ⅡA・ⅢB交代は厲王初年の一

設(ⅡB)など重要なものが含まれている。 ×は確実に不適合である。 ×には、早期;小臣宅殷(ⅡB)・御正衛 (ⅢB)、晩期;散氏盤(Ⅱ)・輔師贅段(ⅡB)・無重鼎(ⅡB)・詢 林断代をかく解釈した場合、『集成』の断代の太字は確実に適合、 (■B)·麦盉(■)、中期;師望鼎(■B)·徑壺(■B)·師酉殷

断代の不統一が窺われる。 与えられている事例がいくつも認められ、各分冊ないし各器種ごとの で、従って同時代であるはずのものに、器種によって異なった断代が さらに、『集成』には、效尊を早期、效卣を中期とするなど、同文

暦譜に載り得ず、従って晩期に降らないことは確実であり、 の断代がこの方面の配慮を欠いていることは明らかである。 師旋段一 ・ 師旋段二 ・ 師期段 ・ 散白車父鼎 ・ 散季段 ・ 無曩段など るものに問題が多い。ⅢAのあるものが厲王初年に属し、従って晩期 に断代されらることは事実であるにしても、師兪殷・走殷・師詢殷 《年・月・月相・干支》の揃った九件は、私見によれば、厲王以降の 暦学的断代が可能な時期については、とりわけⅢAを晩期に断代す 『集成』

年的研究には心許ないが、本書でいくつか試みられたようなマクロな 分析には充分間に合うといえよう。 期については、上掲の師兪 殷 以下九件を加えても一六%に過ぎない。 らかに矛盾する×の割合は、早期~晩期を通じて六~七%であり、 「大致的年代」としてはむしろよくできているというべきであり、編 このように、『集成』の断代には問題が少なくないが、林断代と明

以上、雑駁な感想となってしまった。著者ならびに読者の海容を乞

う次第である。

(二)〇〇二年二月 東京 汲古書院